

郡山市放課後児童クラブ指定管理者募集 参加資格確認を得た申請団体の質問に対する回答

No	質問項目	該当箇所	質問項目	回答欄
1	1募集要項	P6 第1 5 施設の概要と現況	(3) 開所時間について 授業の終了の時刻からとありますが、給食等がない午前授業などの場合の開所時間をご教示ください。	授業の終了時刻は学校により異なりますので、お示しすることはできません。
2	1募集要項	P10 第2 5 自主事業	「自主事業で生じた収益は、指定管理料の圧縮へつなげる」とあるが、こちらの目的は「指定管理料の圧縮が一番の目的であり収益を追求する」ではなく、あくまでも収益が生じた場合でという認識で良いか？	御理解のとおりです。 なお、自主事業で得た収益の指定管理料圧縮については、収益還元の一例となります。
3	1募集要項	P12 第2 7 外部委託	委託事業というのは、例えば消防点検、修繕工事、おやつ仕入配達、防犯設備等のイメージで良いか？また現在、市で委託している事業は何か？	前段については、御理解のとおりです。 後段については、現在、市が委託している事業は、業務仕様書【別冊】に記載する施設の維持管理業務のほか、修繕工事、療育巡回相談業務であり、おやつの購入は各クラブにより配送等を利用しています。
4	1募集要項	P12 第2 7 外部委託	指定管理後、外部委託先に対し「労働環境報告書」を求められているが、個人事業主を選定した場合は難しい。この面において外部委託先に制限はあるか。	郡山市公契約条例及び郡山市公契約条例施行規則に規定する業務を外部委託する場合は、労働環境報告書の提出は必須となります。また、外部委託の実施にあたっては、事前に市の承認が必要となりますので、留意してください。
5	1募集要項	P17 第3 6 基準価格	前回の質問にもありましたが、現在の基準価格の中では人件費だけでも収支がかなり厳しい状況です。今後も光熱費等原価の増加等が見込まれますが、年度ごと本基準価格を見直すことや、想定しえない支出の増加による別途補填等の検討はされているのでしょうか。	光熱水費等については、資料04-1「事業者負担費用区分一覧」に記載しているとおり大部分が市負担となっておりますので、原則、基準価格の見直しは想定しておりませんが、運営経費の変動については、P68「業務に関するリスク分担」に基づき、内容等を踏まえ、双方協議にて対応することを想定しております。
6	2業務仕様書	P38 第9 3 業務執行体制	フルタイム勤務となる施設長の休憩時、担当教室に支援員または補助員が、一時的に1名となることの可否をご教示ください。	児童が登所して以降は一時的であっても1名で勤務することはできません。基準条例第10条第2項の規定に基づき放課後児童支援員又は補助員が勤務する必要があります。
7	2業務仕様書	P38 第9 3 業務執行体制	施設長がフルタイム勤務となり、平日の児童不在時間帯に行う業務として、市としてはどのようなものを想定されてますか。	市として想定している業務内容については公表いたしません。
8	2業務仕様書	P38 第9 3 業務執行体制	放課後児童支援委員・補助委員への指導の為に巡回指導を毎月1回訪問できる必要数を配置とありますが、おもに臨床心理士の方との契約を交わし定期的に訪問してもらう形にするのか、又は保育士などの資格を持っていれば可能なのかご教示ください。	巡回指導員の資格要件については、P39に記載のとおりです。 なお、p43に記載のとおり、現在勤務している職員から継続の希望があった場合には、継続雇用を検討するよう配慮することとしてください。
9	2業務仕様書	P39 第9 3 業務執行体制	主任の配置について、例えば同施設に3単位ある場合は、施設長1名、主任2名の合計3名を各単位への配置と言う認識で良いか？	お見込みのとおりです。
10	2業務仕様書	P39 第9 3 業務執行体制	放課後児童クラブに入所を考えている保護者の方の情報共有はどのように行っているのかご教示ください。例えば、支援が必要なお子さんが入所をする意思を伝えていたが、支援児童という把握ができていなかった事例があった場合、現在の体制が事前に支援が必要な児童の数をしっかりと把握できるような仕組みがあるかどうかをご教示ください。	入所申込書に記載の内容に基づき、支援児童の把握や各児童クラブの職員配置を行っています。 なお、支援児童加配職員の協議については、指定管理者指定後に時期等を協議します。
11	2業務仕様書	P40 第9 3 業務執行体制	「児童クラブ施設長は、原則、指定管理者が定める就業規則のフルタイム勤務の常勤職員とすること」とあります。フルタイム勤務は1日8時間/週40時間の勤務形態を指す事が一般的ですが、その理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、本市職員の場合、フルタイム勤務は1日7時間45分/週38時間45分としております。
12	2業務仕様書	P40 第9 3 業務執行体制	施設長他、各スタッフの勤務時間(所定)については、P40上段「※」のとおり、就業規則に記載・運用との解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	2業務仕様書	P39 第9 3 業務執行体制 P43 第9 8 継続雇用	継続雇用について現職員からフルタイムの常勤職員を昇格させる事が最善と考えますが、一方でフルタイムを希望しない現職員も多くいると予測されます。その際は継続雇用よりもフルタイムの新規採用者を優先し、そのために過剰となった現職員の採用を見送る事も仕方ないとの理解でよろしいでしょうか。	児童クラブの施設長を新規採用する場合であっても、放課後児童支援員及び補助員の配置数は、年々支援児童加配職員の人数が増えているため、現職員が過剰になることはないと考えています。これらの考えを踏まえ、業務執行体制及び継続雇用の考え方等について、提案してください。
14	2業務仕様書	P41 第9 5 資質の向上	5. 資質の向上 の中に「県及び市、その他の機関が開催する研修へ積極的に参加」とありますが、放課後児童支援員認定資格研修など以外にどのような研修があるのかご教示ください。	県が主催する放課後児童支援員資質向上研修や全国学童保育連絡協議会が開催している研修会などがありますが、管理運営上及び資質向上を図る上で、参加が有効と考える研修を、提案してください。

No	質問項目	該当箇所	質問項目	回答欄
15	2業務仕様書	P41 第9 6 放課後児童支援員の処遇改善	キャリアアップ処遇改善分について、毎年度市と協議の上決定とありますが、市との協議はいつになりますか。（どのタイミングで決定されますか）	キャリアアップ処遇改善については、P66に記載している処遇改善計画書に基づき実施いただくこととなります。市との協議時期等については、指定管理者指定後に協議します。
16	2業務仕様書	P42 第9 6 放課後児童支援員の処遇改善	国の「放課後児童健全育成事業実施要項」の処遇改善額の上限に現在実施の月額9,000円相当が含まれていますか。	キャリアアップ処遇改善の中に処遇改善加算（月額9,000円相当賃金改善）は含まれません。なお、処遇改善加算（月額9,000円相当賃金改善）については、基準価格に含まれています。
17	2業務仕様書	P45 第10 3 管理上必要な物品に関する業務	施設ごとの消耗品費の実績を教えてください。例として内訳が分かれば知りたい。また、本や室内遊具は消耗品に入るか。	前段については、公表いたしません。 後段については、本や室内遊具は消耗品となります。
18	2業務仕様書	P51 第11 2 安全管理に関する業務	AEDについて、学校等近隣施設のAEDを使用するとされているが、こちらは学校内にあるものを借りてくるイメージでしょうか？児童クラブと学校は同校舎内にあっても区切られているため、容易（早く）に調達が困難な場合も想定されるが、仕様書の定義でよろしいか？	前段については、御理解のとおりです。 後段については、AEDの設置場所の鍵は、児童クラブで管理していますので、仕様書の規定通りとなります。
19	2業務仕様書	P52 第11 3 放課後児童クラブの開所に関する業務	土曜日や延長時間等の合同開所について、前回の質問回答に「同一クラブ（学校）の場合は、合同開所可能」とありましたが、開所日数の条件は「教室（支援単位）当たり年間250日以上」と存じます。利用児童数としては合同開所可能であっても、本開所日数を下回らない日数に収める必要があるということでしょうか。「みなし開所」（合同開所の場合でも、教室すべてを開所していたこととみなす）とすることは可能でしょうか。	前段については、御理解のとおりです。 後段については、合同開所の場合であっても、教室数分の必要な放課後児童支援員・補助員を配置した場合は、各教室で開所したこととみなします。 なお、令和5年度の開所予定日数は290日（平日205日、土曜日42日、長期休業（平日）43日）となっています。第4教室までである児童クラブで土曜日に1か所で合同開所を行う場合であっても205日+10日+43日=258日であり250日を下回らないことを想定しています。 開所日の算定については、国の放課後児童健全育成事業に係るQ&Aをご確認ください。
20	2業務仕様書	P53 第11 4 放課後児童クラブの入退所に関する業務	4. 入退所に関する業務 新1年生への周知・案内は例年10月頃となっていますが、指定管理期間内の受入れ対象であるため、対応が必要となるのかどうかご教示ください。	指定管理者指定後、準備行為として、保護者説明会等への同席を求めることを想定しています。
21	2業務仕様書	P55 第11 5 延長利用に関する業務	延長利用に関して仕様書には「保護者からの事前の希望」とあるが、希望がないまま延長となっても構わないのでしょうか？	希望がないまま延長となった場合は、お迎え時に延長利用の申請を求めることを想定しています。
22	2業務仕様書	P55 第11 6 利用料金の決定及び徴収に関する業務	キャッシュレス決済の導入は必須でしょうか？ また市で推奨するキャッシュレス決済手段はありますか？	前段については、キャッシュレス決済の導入は必須ではありませんが、現場の放課後児童クラブで、現金を取り扱わない方法を提案してください。 後段については、管理運営上、最適と考える決済手段を提案してください。
23	2業務仕様書	P55 第11 6 利用料金の決定及び徴収に関する業務	利用料金は「条例第11条第2項で定める使用料の額の範囲内」とあり、条例では児童1人につき月額4,800円と記載されています。利用料金は月額4,800円以下とし、値上げは認めないと理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
24	2業務仕様書	P56 第11 6 利用料金の決定及び徴収に関する業務	(3) 納期限において「ア 利用料金（使用料分） 毎月の末日」との規定があります。当社の経理フローでは利用料金等は「口座振替による月末締め・翌月27日支払い」となっており、収納サイクルにずれが生じることとなります。条例11条及び23条の規定もございしますが、納期について協議のうえ、変更いただくことは可能でしょうか。	納期限は条例で規定していることから、変更はできません。
25	2業務仕様書	P56 第11 7 おやつ提供	年度通じて「おやつ代」を徴収しますが、過不足が出た場合は、翌年度に繰り越すのか？また他科目へ流用は可能か？過不足時の取扱いについて教えてください。	前段については、余剰金が生じた場合は翌年度に繰越してください。 後段については、他科目への流用は認めません。 なお、おやつ代の額設定は、市と協議し、決定することとなりますが、最適と考える額について、提案してください。

No	質問項目	該当箇所	質問項目	回答欄
26	2業務仕様書	P56 第11 6 利用料金の決定 及び徴収に関する 業務 P57 第11 7 おやつを提供	利用料やおやつ代金の徴収は、口座振替又はキャッシュレス決済とありますが、現在のキャッシュレスとは、どのような決済方法を使用しているのか、ご教示ください。	利用料は、口座振替、スマートフォン決済アプリ、クレジット決済、インターネットバンキングを使用して納付することができます。 おやつ代は、キャッシュレス決済は導入しておりません。
27	2業務仕様書	P57 第11 8 放課後児童支援員及び補助員に関する業務	R5年度在籍数に対し、資格を有しない者は何名ですか。 またR6年度に資格取得可能な見込み人数をご教示ください。	資格を有しない者及び資格取得可能な見込み人数については、公表いたしません。
28	4公表資料	02-1 管理上必要な物品	複合機設置の施設が、68ヶ所ありますが、年間のカウンター数をご教示ください。	複合機はインクジェットプリンターにスキャン機能が付いているものであることから、年間のカウンター数は把握していません。
29	4公表資料	04-2 光熱水費支出実績	光熱水費の負担施設は、R4年度から増えていますか。 また、負担施設はどのような要件で設定されてますか。	前段については、光熱水費の負担施設は増えておりません。 後段については、負担施設は民間施設を借上げしている場合が主です。
30	4公表資料	07-1 放課後児童支援員・補助員の勤務条件	加配職員人件費及びキャリアアップ処遇改善分については基準額に含まれないとの事ですが、処遇改善加算および主任支援員加算は基準額に含まれますでしょうか。	主任支援員加算については、本市独自の加算給であり、指定管理者以降はキャリアアップ処遇改善分に切り替わるものと考えていますので、基準額に含まれません。 処遇改善加算（月額9,000円相当賃金改善）については、基準額に含まれています。 なお、放課後児童支援員等処遇改善等事業については、基準額に含まれています。
31	4公表資料	07-1 放課後児童支援員・補助員の勤務条件	現職への給与締め日をご教示ください。	月額の場合は、月末締め当月払い、日額の場合は、月末締めの翌月払いです。 なお、いずれも時間外勤務手当は月末締めの翌月払いです。
32	5その他		支援員・補助員の健康診断受診状況をご教示ください。また、指定管理後は、各自受診し結果書の提出を義務付ける事によろしいですか。	健康診断については、資料07-1放課後児童支援員・補助員の勤務条件に記載のとおりです。 指定期間開始後は、労働安全衛生法に基づき適正に実施してください。
33	5その他		現在の取り組みとして、利用する児童の出席確認をWeb上で行ったり、利用状況や支援内容をクラウド上で確認するなどの取り組みを行っているかどうかをご教示ください。または、類似の体制が実施されているかどうかについてもご教示頂きたいをお願いします。	御質問の内容は実施しておりません。